

提案すべき事業内容について

R3

項目		必要性 (必須/不要)	実施内容・実施趣旨
I	地域の実情に応じた就職氷河期世代への雇用支援	必須	沖縄県内の就職氷河期世代の方々の就職を促進するため、以下の取組を実施する。 ・就職氷河期世代合同企業説明会・就職面接会 就職氷河期世代を対象とした企業説明会・面接会を開催する。新型コロナウイルス感染症の感染防止策としてソーシャルディスタンス等「新しい生活様式」等を講じ、2回以上開催すること。また1回の開催あたり、参加企業は10社以上、参加求職者数30名以上を目標とすること。ただし、市中の状況によっては、すべてオンラインで行う場合も可(その場合、労働局と要相談)。
II	能力開発施設、支援機関、採用企業等へのメディアツアー	必須	就職氷河期世代の方、ご家族及び支援者等の方々へ各種支援メニューを周知し、活用を促進するとともに、地域における就職氷河期世代活躍支援の気運の醸成を図るため、就職氷河期世代の方の支援に取り組む能力開発施設、支援機関、採用した企業等へのメディアツアー等を行い、地域のメディアを通じた効果的な情報発信を行う。
III	就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報	必須	①上記の事業を実施するための効果的な周知・広報を実施する。上記の事業が実施される少なくとも2ヶ月前には広報を開始し、チラシ、ポスター等の頒布物については、各回300枚(部)以上を展開すること。 展開先として、商工会議所等の経済団体、公共交通機関の施設、地元新聞広告、地方公共団体の施設(福祉施設等を含む)、ハローワーク等、広告効果の高い場所を選定して行うこと。周知広報には求人誌やSNS等、インターネットを活用した広報も積極的に行うこと。 ②就職氷河期世代の対象者を雇用した企業、採用された求職者の声をまとめたリーフレットや就職氷河期世代向け支援メニューや支援機関等をまとめた企業向け及び求職者向けリーフレット等を作成し、周知広報を行うこと。 また、上記内容の動画を作成しテレビ番組または沖縄労働局YouTubeチャンネル等で放映すること。周知広報にはリーフレット等だけでなく、SNS等、インターネットを活用した広報も積極的に行うこと。
IV	I～IIIの他、都道府県プラットフォームにおいて企画・立案した地域の実情に応じた事業	不要	

その他、事業の実施に当たって求められる事項

--

※1 企画提案するに当たって、
「必須」の事業は、必ず提案内容に含めること
「不要」の事業は、提案内容に含めないこと

※2 これまで類似事業を実施した頃がある場合は、提案書に当該事業の内容、実施方法等について記載すること。

※3 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし認定企業、えるぼし認定企業)、次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業)又は若年者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、認定の事実が確認できる資料を提出すること。